

～ 一戸建て住宅の耐震診断・耐震改修等の費用を補助します。～

北栄町震災に強いまちづくり促進事業

(有料診断)

地震による住宅の倒壊等の被害から生命・財産を守るため、耐震化を進めることが重要です。町では次のとおり、住宅の耐震診断・耐震改修等の費用の一部を補助します。

《補助対象となる住宅等の要件》

☆町内に存する対象住宅等の所有者とする。

- (1) 平成12年5月31日以前に建築された住宅であること。
- (2) ブロック塀にあっては、住宅等と併せて事業を実施する場合で、道路に面したものの。
- (3) 建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないもの。
- (4) 改修設計又は耐震改修は、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの。
- (5) 耐震改修は、特定行政庁により地震に対して安全な構造となるよう勧告がなされたもの。
- (6) 国、地方公共団体以外の者が所有するもの。

《補助内容》

1 対象建物	2 区 分		3 補助対象経費限度額
一戸建ての住宅 (ブロック塀を含む)	耐震診断	一般診断	設計図書あり 86,400 円 設計図書なし 111,240 円
		精密診断	134,000 円
	一戸建ての住宅 以外の住宅又は 建築物 (避難所等含む)	《耐震診断》 ☆2,060 円×延べ床面積 (1,000 m ² 未満の部分) ☆1,540 円×延べ床面積 (1,000 m ² を超え2,000 m ² 以 下の部分) ☆1,030 円×延べ床面積 (2,000 m ² を超える部分)	延べ床面積×単価+ (1,540,000 円) ×2/3 (例)2,500 m ² の場合 1,000 m ² ×2,060 円 +1,000 m ² ×1,540 円+500 m ² ×1,030 円の合計×2/3 ※設計図書の復元、第3者機関の判定等診断以外に 要する費用は1,540,000 円を加算することができる
一戸建ての住宅	改修設計	1 戸当たり 240,000 円	

<p>一戸建ての住宅 以外の住宅又は 建築物 (避難所等含む)</p>		<p>☆2,060 円×延べ床面積 (1,000 m²未満の部分) ☆1,540 円×延べ床面積 (1,000 m²を超え 2,000 m²以下の部分) ☆1,030 円×延べ床面積 (2,000 m²を超える部分) 延べ床面積×単価×2/3 例)2,500 m²の場合 1,000 m²×2,060 円 +1,000 m²×1,540 円+500 m²×1,030 円の合計</p>
<p>一戸建て の住宅</p>	<p>(3) 次のいずれかに該当する耐震改修又は建替え (③、④にあつては②の基準を満たすために段階的に行われるものに限る。)</p> <p>①建築基準法第 19 条及び第 20 条の規定に適合するように行われるもの</p> <p>②指針第二に示す耐震改修を行い、I_wが 1.0 以上となるもの 建築物については、I_sが 0.6 以上となるもの(公共施設においては、0.7 以上)</p> <p>③指針第二に示す耐震改修を行い、I_wが 0.7 以上となるもの 建築物については、I_sが 0.5 以上となるもの ※将来的に各階の I_w値を 1.0 以上、I_s値を 0.5 以上とする計画のもとに行われるもの</p>	<p>《耐震改修》いずれか低い額</p> <p>★昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもの ☆耐震改修の実施に要する経費 × 2/3</p> <p>★昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日に建築されたもの ☆耐震改修の実施に要する経費 × 1/3</p> <p>◎1 戸当たり 1,000,000 円のいずれか低い額 (上記以外に建築された物) 23%又は 1,000,000 円のいずれか低い額</p>
<p>一戸建て住宅以外 の住宅又は建築物 (避難所等含む)</p>	<p>④指針第二に示す耐震改修を行い、2 階建て住宅の 1 階部分の I_wが 1.0 以上となるもの 建築物については、I_sが 0.6 以上となるもの</p> <p>⑤その他①及び②に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの ※特定天井について、平成 26 年 3 月 3 日以前に建築された建築物(避難所等と同じ)</p>	<p>延べ床面積×単価 (住宅) 33,500 円/m² (マンション) 49,400 円/m² (建築物) 50,300 円/m² ※免震工法等の特殊な工法は、82,300 円/m² ※避難所等 1/3</p>

一戸建て住宅	(4) 耐震シェルター設置	一戸当たり設置の実施に要する経費の（平成 12 年 5 月 31 日以前に建築されたもの）23%又は 822,000 円のいずれか低い額
一戸建て住宅	(5) 除却 ※特定天井について、平成 26 年 3 月 3 日以前に建築された建築物（避難所等以外）	一戸当たり設置の実施に要する経費の（平成 12 年 5 月 31 日以前に建築されたもの）23%又は 822,000 円のいずれか低い額
一戸建て住宅以外の住宅又は建築物		1 棟当たりの実施に要する経費の 23%
一戸建て住宅	(6) 屋根瓦耐震対策	一戸当たりの実施に要する経費の 1/3 又は 300,000 円のいずれか低い額 ※平成 12 年 6 月 1 日以降に建築又は耐震性のあるもの
一戸建て住宅以外の住宅又は建築物（非構造部材）	(7) 非構造部材 落下防止対策	1 棟当たり対策の実施に要する経費の（避難所等）1/3 又は 900,000 円のいずれか低い額 （避難所等以外） 23%又は 600,000 円のいずれか低い額

手続き

①補助金交付申請書、②事業計画書、③収支予算書 を提出してください。

*添付書類として、事業費の見積書の写しが必要です。

※詳しくは、こちらまで

[お問い合わせ]

〒689-2292 北栄町由良宿 423 番地 1

地域整備課 地域整備室

電話 0858-37-3117